

（東日本大震災復興特別委員会）

地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めめるの件

（閣承認第七号）（衆議院送付）要旨

本件は、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務等を行う体制を整備するため、東日本大震災復興基本法第十七条の規定により、盛岡市、仙台市及び福島市に現地対策本部を設置することについて、地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求めめるものである。